

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

様式第1号の注意事項2及び様式第2号の注意事項2中「権利は、」の次に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の注意事項2の改正規定及び様式第2号の注意事項2の改正規定は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。